

託送料金認可取消請求事件  
控訴審第6回口頭弁論  
弁護士意見陳述

2024.11.27

控訴人訴訟代理人

弁護士 小島 延夫

- ▶ 控訴審における審理、様々なことが明らかになった。
- ▶ ポイントその1 原判決「法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定して」いた（11頁）という事実はあったのか。 と言う点
- ▶ ポイントその2 電力自由化とは何か
- ▶ ポイントその3 会計学の観点
- ▶ ポイントその4 専門技術的検討を超える政治的判断をすることと経済産業大臣の権限



# 平成11年報告書（平成11年改正の基礎） 託送料金制度導入の時 電力自由化のはじまり

- ▶ 平成11年報告における、託送料金についての原則
- ▶ 「託送コストの公正回収原則」（第一原則）
  - ▶ 託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要
- ▶ 「事業者間公平の原則」（第二原則）
  - ▶ 託送料金は、ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとって「同一」であることが必要

- ▶ 北欧 1991年にはノルウェーの国営電力会社が送電会社と発電会社に分離 1998年までに、北欧全域での電力完全自由化が進行
- ▶ 英国 イングランド・ウェールズでは、国有電力会社が発電と送電を独占してきたが、1990年に、発電会社3社と送電会社1社に分割・民営化（所有権分離）され、発電市場が自由化 1999年までに全ての需要家が供給事業者を選択できるように
- ▶ ドイツ 1998年に電力の完全自由化が実施
- ▶ アメリカ合衆国 1990年代、州ごと電力自由化が進行
- ▶ 日本の電気代、アメリカの3倍と言われ、待ったなし。



- ▶ 平成11年報告書が言う、託送料金についての二つの原則の意味
- ▶ 1997年から1999年まで、電気事業審議会の専門委員として、その当時から制度設計の中心にいた八田達夫が解説
- ▶ 平成11年報告書の**第一原則**は、2023年9月1日八田意見書3ページにいう「**送電費用による送電料金の算定原則**」と同一のものである。
- ▶ すなわち、「送電料金は、送電費用（施設の建設費とその維持運営費、同時同量サービスを提供するための費用）のみに基づいて算定すべきである。つまり、「送電費用以外の費用を上乗せすべきでない」ということを明示

- ▶ 平成11年報告書の**第二原則**は、2023年9月1日八田意見書の「**電源費用自己負担の原則**」を含んでいる。
- ▶ 事故の損害賠償や再建のための費用を送電料金に上乗せして回収することは、全ての発電事業者から、事故発生防止のインセンティブを奪う。 **この原則は、そうした非効率の発生を防いでくれる。**
- ▶ **電源費用を自己負担とすることは、電源費用削減に向けたインセンティブを与える。**
- ▶ **第二原則は、電力自由化体制の下で、発電事業者間の競争を担保するために不可欠の原則である。**



- ▶ 八田達夫氏の言う、  
「電源費用自己負担の原則」（原則A）（第一原則）  
「送電費用による送電料金の算定原則」（原則B）（第二原則）  
などは、**電力自由化を進めるにあたっての世界の常識**であり、  
**平成11年報告（乙14）の提言する二つの原則にも沿う**もの。

だからこそ、八田達夫氏は、

- ▶ 1997年-99年 電気事業審議会の専門委員
- ▶ 2001年~10年 内閣府 (総合)規制改革会議委員・議長代理
- ▶ 2004年~10年 経済産業省総合資源エネルギー調査会臨時委員
- ▶ 2011年~13年 経済産業省電力システム改革専門委員会委員
- ▶ 2015年 電力ガス取引等監視委員会の初代委員長に就任

- ▶ 平成11年報告では、「送電における**公益的課題**」を、**同時同量サービスを実現するためのものに限定**。
- ▶ その公益的課題を実現する方法は、「ネットワークを保有する電力会社（現在の一般送配電事業者）の**給電指令によって担保**されるものである」としており、託送料金で考慮すべきものとはしていない。
- ▶ **平成11年の国会審議** 「託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」という議論なし。
- ▶ 平成11年の時点 そもそも、**原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金などが課題となることは全く想定されていなかった**。



- ▶ 平成11年改正の際に、電気事業法の**法文上も**、「**託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する**」旨の定めはされなかった。
- ▶ 当時、政府の審議会の委員としてこの議論に参加していた、八田達夫氏も、「**平成11年当時から、需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていた**」事実はない。この点の国の主張は、全くの誤りである。」（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・22頁から23頁まで）と述べる。

- ▶ 「平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することは想定されて」いた事實は、
- ▶ **存在しない。**



## 平成29年4月12日衆議院経済産業委員会、 経済産業大臣答弁

- ▶ 全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていた ただいて (①)、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった (②)。

▶ 「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をし」た事実はない。

▶ 平成11年当時、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者）は、原子力発電は、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはない、また、原子力発電は安い発電であると盛んに宣伝

→ 想定がない以上、その点を議論することもあり得ないし、実際、（平成11年には）そうした議論もされていない。



## 「メカニズムを入れた」こともない。

- ▶ 「そういった費用が取れなくなっていく可能性がある」ということで、当時、審議会で議論をし」た事実がない以上、入れることない。
- ▶ 平成11年報告書 託送料金についての原則
- ▶ 「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを規定
- ▶ そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

# 平成11年報告書の「公益的課題」とは

- ▶ 公益的課題への対応は、託送料金について規定する項目とは別の「④ 公益的課題達成のための必要事項」という項目に記載
- ▶ 給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール = 同時同量原則を満たし、電力周波数の安定を図るという送配電事業の公益の必要性 = 送電事業者が当然実現すべき公益
- ▶ 送配電事業ではない問題（原子力発電事故による賠償問題や廃炉円滑化負担金問題）への対処は別の問題
- ▶ 記載されていることは、**電力会社（現在の送配電事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うこと** 金銭負担とは全く別のもの



## 平成29年4月12日衆議院経済産業委員会、 経済産業大臣答弁は誤り

- ▶ 全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていた ただいて (①)、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった (②)。
- ▶ 以上は、事実と異なる。誤り。

- ▶ **平成26年時点の専門家の提言（意見）？**
- ▶ 原判決「制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う**法の平成26年改正に際し**、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との**提言**をした（乙20【33頁】）」（36頁のd）、
- ▶ 同「e」「上記dのような**専門家の意見**も踏まえ」<sup>6</sup>



## ▶ 平成26年時点の専門家の提言（意見）？

▶ 乙20号証は、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、小売全面自由化に係る詳細制度設計について、事務局である、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力・ガス改革推進室が作成した資料。専門家の提言（意見）でない。

▶ 制度設計ワーキンググループの会合を通じ、この記述が記載された資料は、それ以外には存在しない。

▶ 内容も「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」というもの。

- ▶ **平成26年時点の専門家の提言（意見）？**
- ▶ 制度設計ワーキンググループは、2015年（平成27年）7月28日の第14回会合まで開催され、第14回会合において、「論点リスト」が取りまとめられた。
- ▶ 甲28号証の2015年（平成27年）7月28日の第14回会合の論点リストの通り、「電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収」は、**論点リストには挙がっていない**。「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」も、**論点リストには挙がっていない**。



- ▶ **平成26年時点の専門家の提言（意見）？**
- ▶ 制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う**法の平成26年改正に際し**、小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。との**提言**をした」事実はない。
- ▶ 「上記dのような**専門家の意見**」も存在しない。
- ▶ 控訴人が、令和5年9月12日付け控訴準備書面1において指摘した後、**被控訴人は、何ら反論しておらず、控訴人の主張に反する書証も提出できない**

## ▶ ポイントその2 電力自由化とは何か

- ▶ 電力事業は、二つの理由から、**かつて**、発送電一貫体制による地域独占で行うことが認められてきた。
- ▶ 第一に、電力事業では発電事業と送電事業のそれぞれに**規模の経済**があった。発電についても、**大規模な水力・火力・原子力発電が発電の主体であった時代**には、明白に規模の経済があったことから、電力事業は、地域独占で行う必要があるとされた。
- ▶ 第二に、電力事業では、需要と供給を変動に応じて一致させる「同時同量」が必要であるため、**一つの会社内で、送電と発電を行い、自社内の発電所をコントロールすることが効率的であったため**、地域独占は、発送電一貫体制によることとされた。



## ▶ ポイントその2 電力自由化とは何か

- ▶ 小規模発電技術の進歩の結果、**発電における独占を容認することの合理性がなくなった。**
- ▶ 情報通信技術の発達により、複数事業者間での需給調整が可能となったため、**発送電一貫体制の必要もなくなった。**
- ▶ 規模の経済が残る送電部門のみに、託送料金（送電料金）規制を伴う地域独占を、発電に関しては、新規事業者の参入が認められ競争が導入された。
- ▶ 自由化された以降は、電力価格は、卸売電力取引所の競争的市場において決定 発電事業者間の競争  
→ 発電事業者が発電コストを下げるインセンティブになる。

- ▶ **電力自由化 電力料金は市場で決まる。**
- ▶ 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」との「専門家の意見（貫徹小委員会中間とりまとめ）」は誤り。
- ▶ 原判決が指摘する上記の「専門家の意見」は、電力自由化の下で需要家が支払う電力料金がどのように決定されるのかを誤解。
- ▶ 「原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一である。」



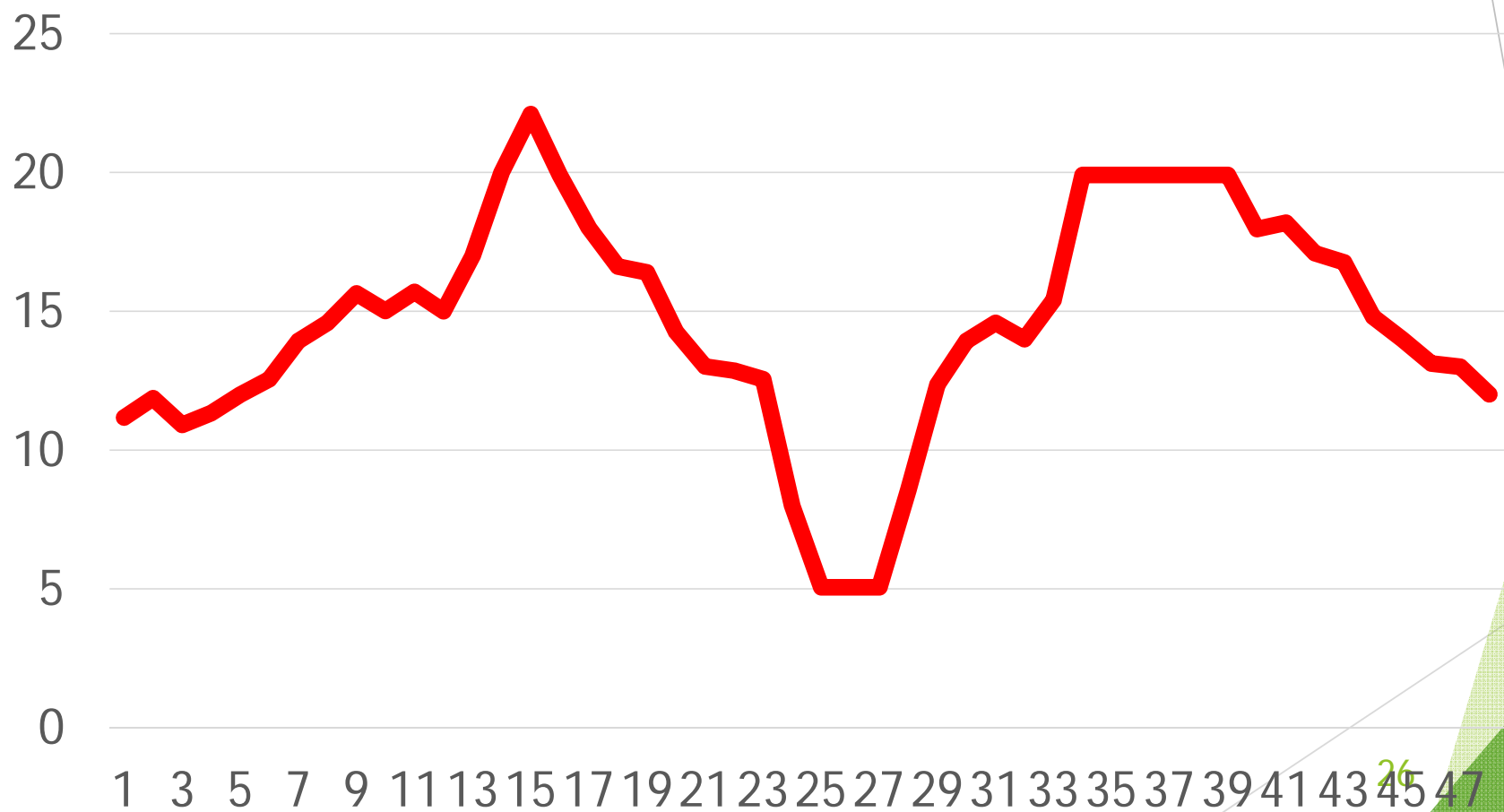
- ▶ **電力自由化 電力料金は市場で決まる。**
- ▶ 相対取引においては、各発電事業者において異なる人件費や燃料費等の経費のほか、交渉過程による影響もあるから、「発電事業者から電気の供給を受ける場合の電気料金が、市場価格との比較のみによって決定され、電気の供給先にかかわらず電気料金が基本的に同一になるなどという事態になるとはおおよそ考え難い。」との国の反論。
- ▶ 相対取引でも競争があるので、特定の電源の発電事業者がその特異なコストに基づいて特別な価格を設定することはできない。

- ▶ **電力自由化** 電力料金は市場で決まる。
- ▶ 相対価格と前日市場価格の間では**裁定**が行われ、前日市場価格を通じて**全ての相対契約が（リスクプレミアムに影響を与える期間や条件ごとに）基本的には同一の価格**となる。
- ▶ 2つの発電事業者の**原価が異なるためにこれらの発電事業者が結ぶ相対契約の価格が異なることはない。**
- ▶ リスクプレミアムに影響を与える期間や条件を超えて、特定の電源の相対契約価格のみが相場価格と乖離するということはありません。



- ▶ 「**価格が同一**でも、原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家とそれ以外から電気の供給を受ける需要家の間に**負担の公平性が保てないことになること**に**変わりがない**」との国の主張について
- ▶ 需要家は全て同じ電気料金を支払う以上、**負担は同じ**である。「負担の公平性が保てない」状況は生じない。
- ▶ 電力自由化後は、競争的市場で卸売り電力料金は決定され、「内訳」の積み上げによって価格が決定されるわけではない。**電力自由化後は、「内訳」を積み上げた額よりも、卸売電力料金は安くなることもある。**
- ▶ 電力自由化の下では、**需要家は、誰から電気を購入するか自由** 負担の不公平は需要家自身が他の供給者から購入することによって、直ちに是正可能

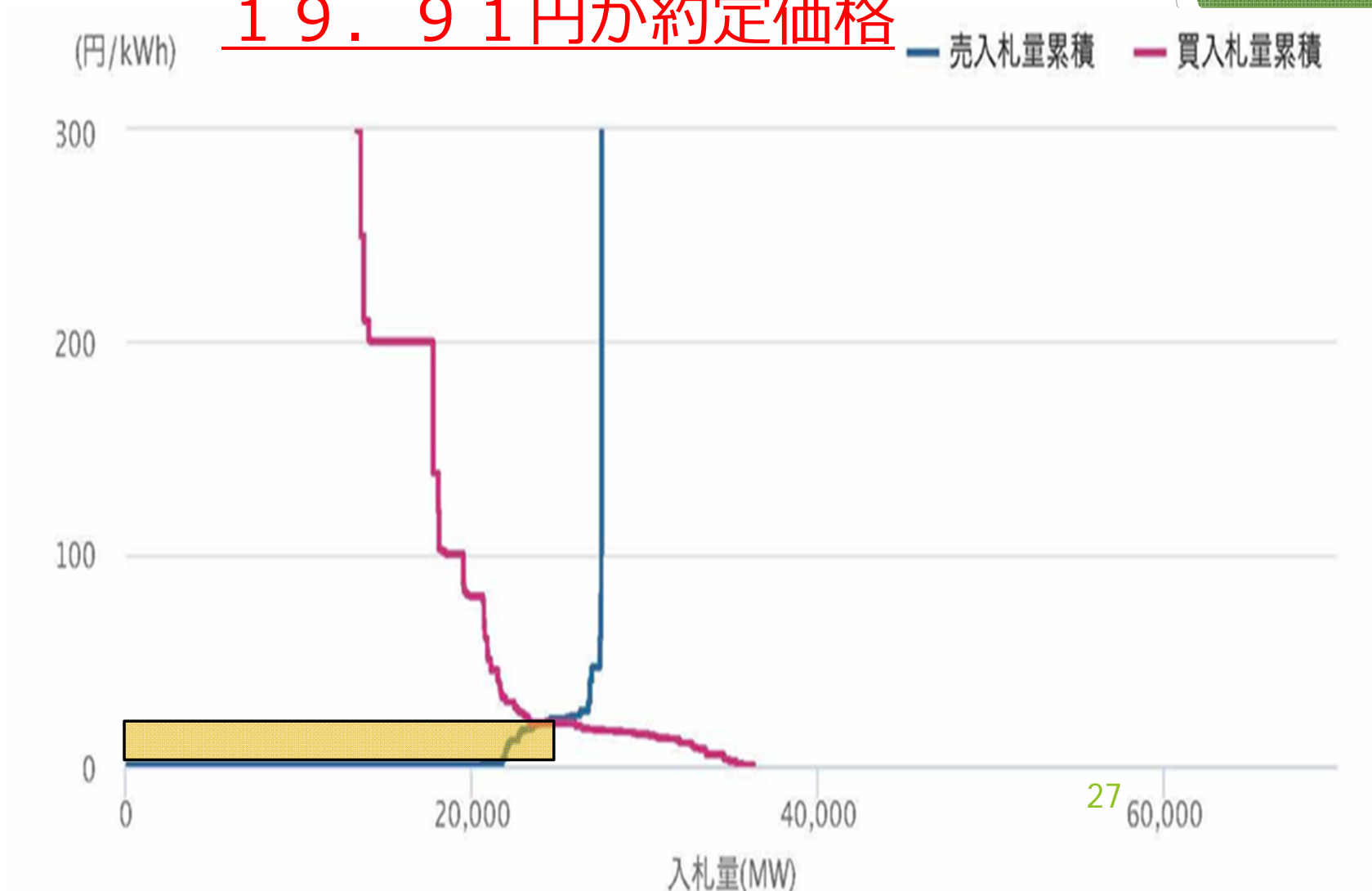
▶ 2023年11月27日の九州地域における電  
力スポット市場での約定価格。



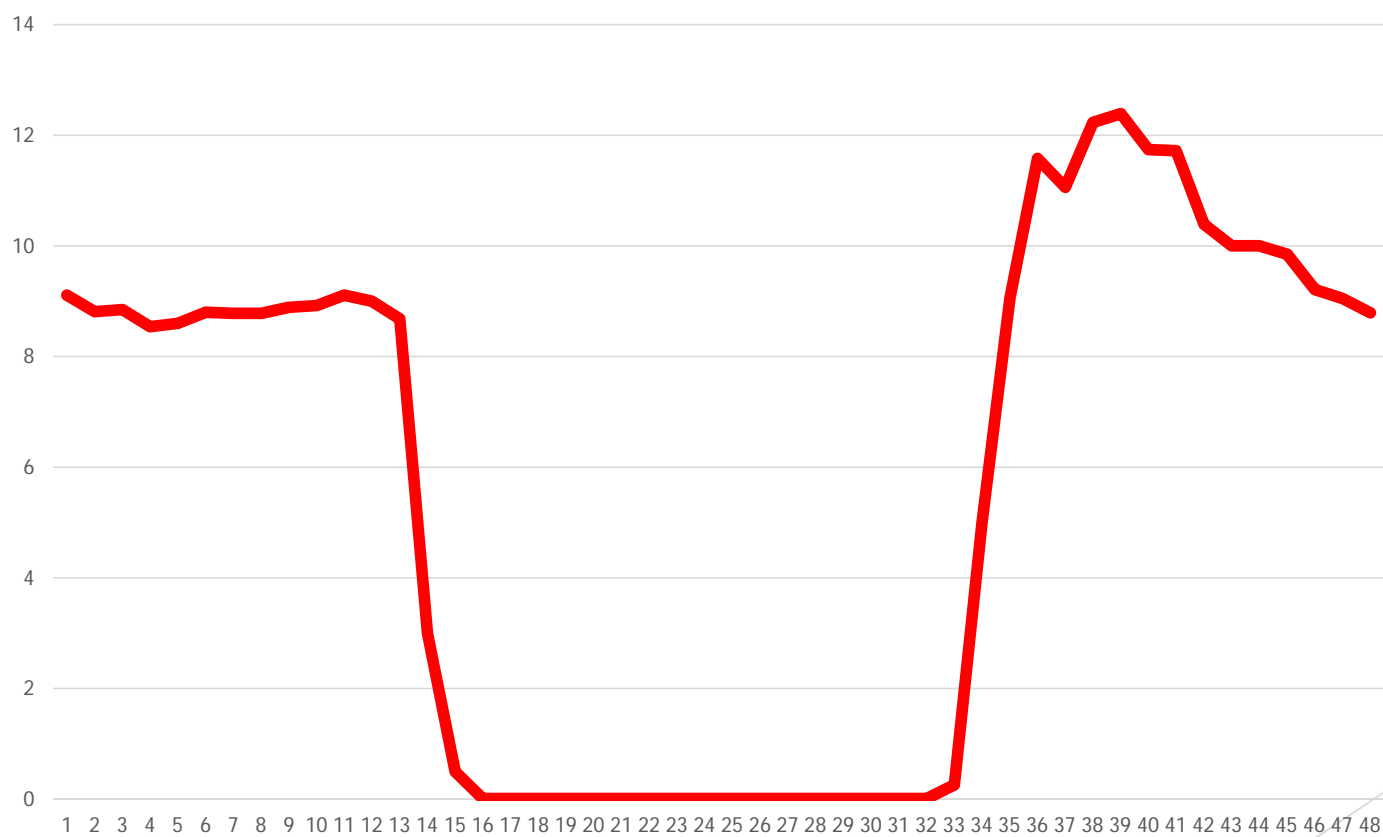


▶ 2023年11月27日午後6時九州地域の入札カーブ

19.91円が約定価格



▶ 2023年5月20日土曜日の九州地域における  
電力スポット市場での約定価格。





## ポイントその3 会計学の観点

- ▶ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 1条で、電気事業会計規則によるとし、
- ▶ 電気事業会計規則は、1条で、以下のとおり規定。
  - ▶ 一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
  - ▶ 四 **その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則**

一般に公正妥当であると認められる会計の原則上、原価となりうるものは？

- ▶ 損益計算書 企業の経営成績を明らかにするため、**一会計期間**のすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、最終的に当期純利益を計算するもの
- ▶ 原価が関係するのは**営業損益計算**
- ▶ 原価 = **営業損益計算**に関わる**売上原価と販売費及び一般管理費** = 電気事業会計の営業費用



- ▶ 原価 = 製品・サービス等の生産活動と販売活動である**経営過程における経済価値の消費** ①  
経済価値消費性
- ▶ 原価 = **経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付に関わらせて把握されたもの** ② 給付関連性
- ▶ 原価は経営目的に関連したもの（資本の調達、返還、利益処分に関わる**財務活動は別**） ③ 経営目的関連性
- ▶ ①～③ 事業活動（経営）に関するもの
- ▶ ④ 正常性

## 賠償負担金は、誰の費用か。

- ▶ 定義 原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの
- ▶ 原賠法上、賠償措置を取るべきは、原子力発電事業者
- ▶ 実質的にみると、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするために負担を求められたもの。福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるお金



## 廃炉円滑化負担金は、誰の費用か。

- ▶ 定義 原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金
- ▶ 発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その設置はもちろん、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行う。
- ▶ どう考えても、原子力発電事業者の費用

賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、誰の費用か。

電気事業法施行規則に、

「第2章 電気事業」の「**第2章 電気事業**」の  
「第2節 一般送配電事業」ではなく、

**「第5節 発電事業」の次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設けた。**

その中において、「**賠償負担金**」及び「**廃炉円滑化負担金**」に関する規定を定め、

「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、**一般送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力発電事業者に渡される**



## 賠償負担金と廃炉円滑化負担金 会計処理

- ▶ 本来、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、**預り金として入金し、預り金の払い出し**として、原子力発電事業者に払い渡されるとするのが相当
- ▶ その場合、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、**売上（収益）にも経費（費用）にもならない。**
- ▶ **損益計算書上には計上されない。**
  
- ▶ ところが、本件算定規則 4 条 2 項は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金という、**原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」（営業費用）として整理することを求める。**

## 賠償負担金と廃炉円滑化負担金 会計処理

- ▶ 売上でもない託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」分の入金を「託送料収益」として「収益」に計上し、
- ▶ 経費（費用）でもない「賠償負担金（相当金）や廃炉円滑化負担金（相当金）」を経費（費用）として計上することとなり、
- ▶ それに沿って、損益計算書その他の計算書類が作成される。



# 損 益 計 算 書

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

九州電力送配電株式会社

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	647,264	営 業 収 益	698,576
電 気 事 業 営 業 費 用	647,185	電 気 事 業 営 業 収 益	698,446
水 力 発 電 費	265	電 灯 料	9,358
内 燃 力 発 電 費	31,632	電 力 料	20,827
新エネルギー等発電等費	357	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,773
地 帯 間 購 入 電 力 料	13,672	他 社 販 売 電 力 料	89,607
他 社 購 入 電 力 料	166,096	託 送 収 益	536,688
送 電 費	87,597	事 業 者 間 精 算 収 益	4,073
変 電 費	38,659	電 気 事 業 雑 収 益	26,117
配 電 費	151,257		
販 売 費	23,573		
一 般 管 理 費	84,946		
賠償負担金相当金	5,986		
廃炉円滑化負担金相当金	6,228		
電 源 開 発 促 進 税	30,434		
事 業 税	6,483		
電力費振替勘定(貸方)	△ 7		
附 帯 事 業 営 業 費 用	78	附 帯 事 業 営 業 収 益	130

## 賠償負担金と廃炉円滑化負担金 会計処理

- ▶ 会計原則は、その事業の原価が何かを公開し、需要家・株主その他の関係者が識別可能な状態にし、公正さを保つためのもの
- ▶ 原子力発電事業者の費用が、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまう。
- ▶ 有価証券報告書その他の計算書類（会計書類）に期待される機能は果たせなくなる。
- ▶ **「一般に公正妥当であると認められるところ」（金融商品取引法193条）及び「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）に従っていると評価できる理由が見当たらない。**



## 専門技術的検討を超える、政治的判断をすることと経済産業大臣の権限 ポイント4

- ▶ 託送料金は、**小売電気事業者、ひいては、需要家の権利義務に直接影響を及ぼす**ものであるにもかかわらず、その算定については、**国会審議を経る必要がなく、経済産業大臣に一定の権限**が許されている。
- ▶ 経済産業大臣に一定の権限が許されるのは、「**送電における公益的課題**」の範囲内で、**明確な託送料金原則に基づき**、専門的判断を行うために、**電力ガス取引監視等委員会**という「**独立した**」**専門家（法66条の4）**が**チェック**を行うから

- ▶ 国の電力行政が、全体としてみれば、「送電に関する公益的課題」を超えて、ユニバーサルサービスの達成、安定供給の維持、エネルギーセキュリティの確保、地球環境の保全といった公益的な課題に、対応しなければならないことはある。
- ▶ しかし、これらは「**電力行政一般が実現すべき公益的課題**」の問題である。
- ▶ 「電力行政一般が実現すべき公益的課題」については、**国会というオープンな場で議論されて法律として決定されるが故に、透明性と民主性は確保され、憲法41条にも整合することになる。**



- ▶ 「送電における公益的課題」の問題と、「電力行政一般が実現すべき公益的課題」の問題は、混同してはならない（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・23頁）
- ▶ 託送料金算定は、明確な託送料金原則に基づき、「独立した」専門家（電気事業法66条の4）が算定可能な、**専門技術的部分、「送電における公益的課題」の問題までに限定されなければならない。**
- ▶ 「電力行政一般が実現すべき公益的課題」については、専門家の判断を超え、**政治的な判断が要求されること、経済産業大臣の権限を超える。**

- ▶ エネルギーセキュリティーに関して**電源開発促進税**が導入されている。これは、税として国会審議によって決められたもの
- ▶ 再エネ特措法の**賦課金**も、託送料金として取られているものではない。
- ▶ **離島等供給**も、国会での審議を経て法律で定められた。
- ▶ **専門技術的検討を超える、政治的判断をすることは、**託送料金の算定にあたって経済産業大臣に与えられた権限を超えることになり、この観点からも、「**一般送配電事業を行うために必要な原価**」ではなくても、「**電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用**」を、法律改正なく「**原価**」に含ませることができるという法解釈は誤り



- ▶ ポイントその1 原判決「法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定して」いた（11頁）という事実はあったのか。 → なかった。
- ▶ ポイントその2 電力自由化 → 需要家負担の不公平なし。
- ▶ ポイントその3 会計学の観点
- ▶ ポイントその4 専門技術的検討を超える政治的判断をする権限は経済産業大臣にない。

- ▶ 泉佐野市のふるさと納税不指定取消請求事件についての最高裁の判示（最三小判令和2年6月30日・民集74巻4号800頁）
- ▶ 立法者において主として**政治的，政策的観点から判断すべき性質の事柄**である。（中略）そのような基準は，**総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事柄**とはいい難いし，状況の変化に対応した柔軟性の確保が問題となる事柄でもないから，その策定についてまで上記の委任の趣旨が妥当するとはいえず，地方税法が，総務大臣に対し，同大臣限りでそのような基準を定めることを委ねたものと当然に解することはできない



- ▶ 今回の本件施行規則の改正及び本件算定規則 4 条 2 項の定めは、**省令において、送配電に必要とはいえない費用で、一部の発電事業者の費用であるものを、託送料金として徴収することとした。**
- ▶ **これは、電力自由化の本質を揺るがす重大な事態であり、いままで、政府が進めてきた政策そのものも覆すことになるものである。政府の内部にも重大な矛盾を生じさせている。**
- ▶ **会計原則に反する結果となっている。**
- ▶ **専門技術的検討を超える、政治的判断をしている。**
- ▶ **しかも、そもそも、今回の省令改正は、電気事業法の文理上、その解釈上の根拠がない。**
- ▶ **それ以外の根拠も崩れた。**

- ▶ 八田達夫氏は、「本件においては政治的な圧力によって合理的な政策形成が歪められ、その結果、競争を抑制し非効率をもたらす諸政策が生み出されてきた。それらを、なんとか合理的で適正な政策に転換しようとしている多くの経済産業省官僚がいる。しかし彼らは、立場上、そうは言えない。中立的立場にある私が書いた本意見書は、彼らの声を代弁する役割も果たしていると思う。」「政治から独立している裁判所が、公正なご判断を下さることの意義は、この件については、とりわけ大きいと信じる。」と述べている。
- ▶ 裁判所におかれては、以上の点をよくご賢察の上、また、長年政府委員を務めてきた八田達夫氏の声を踏まえていただいて、是非とも公正なるご判断を下さるようお願いのものである。